

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型

追加型投信／内外／資産複合 愛称：ゼニガメ

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型

追加型投信／内外／資産複合 愛称：ウミガメ

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型

追加型投信／内外／株式 愛称：ミノガメ

投資信託説明書（請求日論見書）

2025. 9. 3

この目論見書により行う「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月2日に関東財務局長に提出しており、2025年9月3日にその届出の効力が生じています。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

ファイブスター投信投資顧問株式会社

投資信託は預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されるものではありません。また、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

有価証券届出書提出日	2025年9月2日
発行者名	ファイブスター投信投資顧問株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 篠原 直人
本店の所在の場所	東京都中央区入船一丁目2番9号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

一 目 次

頁

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	42
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	74
第三部【委託会社等の情報】	75
投資信託約款	101

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

- ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：「ゼニガメ」）
- ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：「ウミガメ」）
- ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：「ミノガメ」）
- ・上記を総称して「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・シリーズ」、「当ファンド」または「当ファンド・シリーズ」ということがあります。
- ・以下「各ファンド」もしくは「安定型」、「バランス型」、「積極型」という場合、上記それぞれのファンドを指していくものとします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年9月3日から2026年3月2日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の長期成長を目的とします。

当ファンド・シリーズは、ご投資家の皆様の投資目的や投資可能期間に応じて、以下の3つのファンドから選択することができます。

- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）
- ・ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

② ファンドの基本的性格

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米 欧州	ファミリーファンド	あり
不動産投信	年12回 (毎月) 日々	アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (含む日本)		
一般	年 2 回	日本		
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
債券	年 12 回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (含む日本)		
一般				
大型株	年 2 回	日本		
中小型株	年 4 回	北米		
債券	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
一般				
公債				
社債				
その他債券	年 12 回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるも

のをいう。

- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）を実質的な主要投資対象^{*}とし、積極的に分散投資を行います。

^{*}「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

名 称	ユナイテッド・タートルクラフ・ファンド・安定型 (愛称:ゼニガメ)	ユナイテッド・タートルクラフ・ファンド・バランス型 (愛称:ウミガメ)	ユナイテッド・タートルクラフ・ファンド・積極型 (愛称:ミノガメ)
指定投資信託証券 [※] へ の 投 資 配 分	債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)	債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 30% (±10%) 株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 20% (±10%)	株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 90% (±5%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 10% (±5%)

(注) 市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

* 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、各ファンドの基準価額および分配金は円と米ドルの為替相場の変動の影響を受けます。

<指定投資信託証券分類の定義>

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年1回（毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

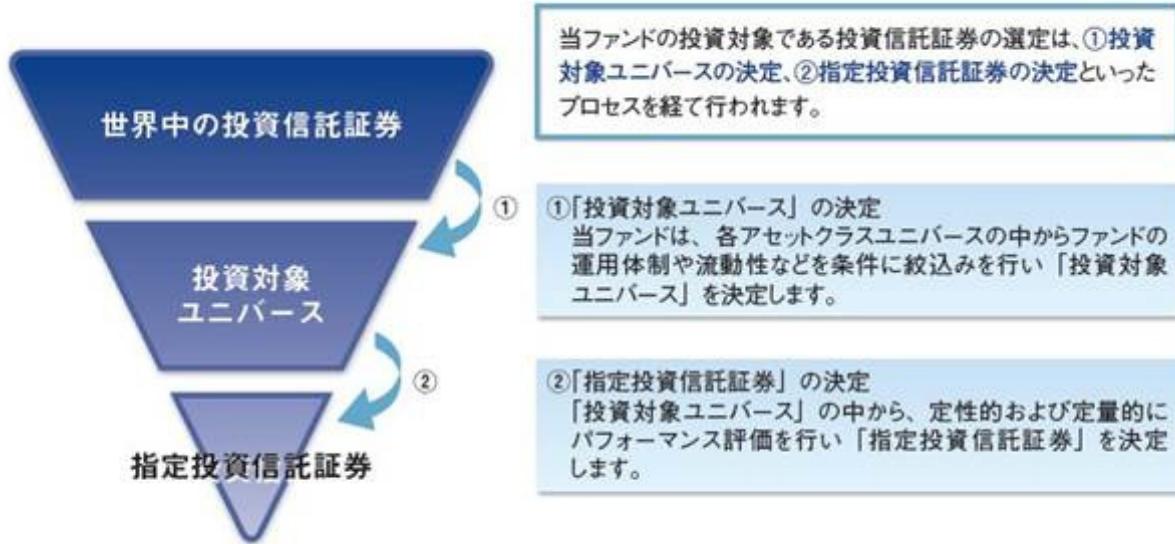
＜参考＞ 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF ● i シェアーズ 世界国債（除く米国） ETF ● i シェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF ● i シェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF
株式型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● TOPIX 連動型上場投資信託 ● i シェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF ● i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF ● MASAMITSU 日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）
絶対収益追求型 ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● MASAMITSU ニュートラルファンド（適格機関投資家私募） ● 日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01（適格機関投資家私募） ● MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

●指定投資信託証券の選定方法



※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

- ・定性評価においては、投資信託証券の過去の実績 (Performance)、マネージャの経歴 (People)、運用哲学 (Philosophy)、ベンチマーク比較 (Peer Comparison)、実際のポートフォリオの整合性 (Portfolio) の5Pを総合的に評価します。
- ・定量評価においては、特に、1リスク当たりのリターン、最大ドローダウン等に着目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年6月1日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2005年10月31日

- ・ファンド名称を「UAMタートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「UAMタートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」からそれぞれ「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）」「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）」に変更

2006年9月12日

- ・投資対象に「アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）」を、組入れ投資信託証券に「ユナイテッド日本株式マザーファンド」を追加

2009年6月12日

- ・投資対象の変更、一部解約の支払い開始日の変更、追加設定および一部解約（換金）にかかる受付中止日の変更、信託報酬率の変更

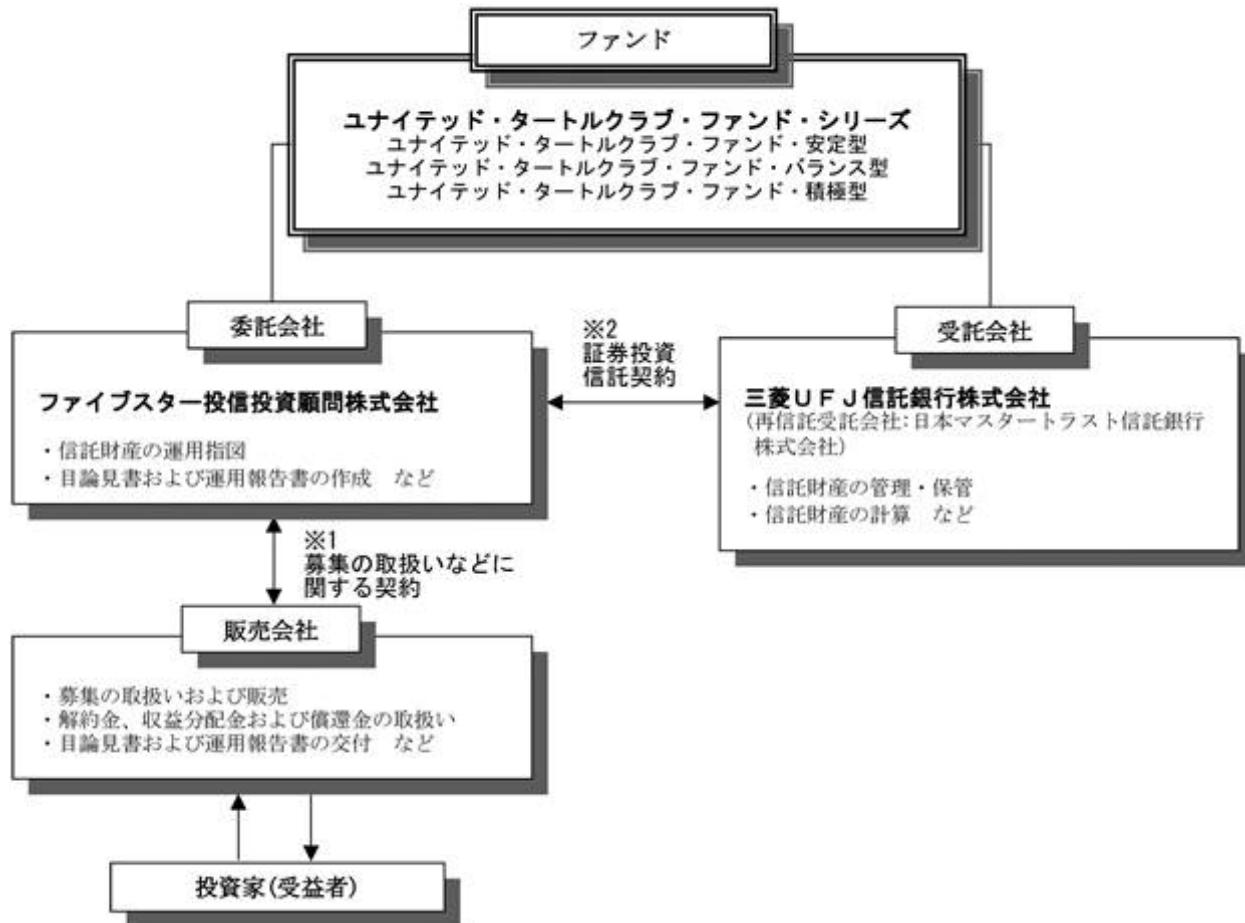
2018年1月22日

- ・ファンドの委託会社変更（日本アジア・アセット・マネジメント株式会社*からファイブスター投信投資顧問株式会社へ変更）を実施

*2018年10月1日付けで商号が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（同社は2022年7月末廃業）に変更となりました。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

- 当ファンド・シリーズの各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



投資信託証券への投資にあたっては、約款に定める「指定投資信託証券※」の中から選択した投資信託証券に分散投資を行います。指定投資信託証券は、適宜（原則として、半年毎）見直しを行います。

方解散投資を行います。指定投資信託證券は、三井（新規）と
㈱詳しきは、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

② 委託会社の概況（2025年6月末現在）

1) 資本金

2億3,872万円

2) 沿革

2009年4月1日 :	株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）
2009年6月24日 :	増資の実施（新資本金5,000万円）
2009年10月20日 :	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号
2013年4月25日 :	増資の実施（新資本金2億675万円）
2013年8月8日 :	ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更
2014年8月29日 :	増資の実施（新資本金2億1,175万円）
2021年3月31日 :	増資の実施（新資本金2億3,105万円）
2022年3月31日 :	増資の実施（新資本金2億3,325万円）
2024年3月31日 :	増資の実施（新資本金2億3,705万円）
2025年3月31日 :	増資の実施（新資本金2億3,872万円）

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日産証券グループ株式会社	東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9F	1,000株	14.58%
アイザワ証券グループ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階	550株	8.02%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行なうことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券※」といいます。）の中から選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

※ 指定投資信託証券は、その収益の源泉の違いにより、「債券型ファンド」、「株式型ファンド」および「絶対収益追求型ファンド」に分類されます。

（指定投資信託証券の分類の定義）

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型 ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

＜参考＞ 各ファンドにおける投資する指定投資信託証券の投資配分比率

	投資する指定投資信託証券の分類	投資配分比率
安定型	債券型ファンド	50% (±10%)
	絶対収益追求型ファンド	50% (±10%)
バランス型	債券型ファンド	30% (±10%)
	株式型ファンド	50% (±10%)
	絶対収益追求型ファンド	20% (±10%)
積極型	株式型ファンド	90% (±5%)
	絶対収益追求型ファンド	10% (±5%)

※各ファンドの信託財産の純資産総額に対して、概ね上記投資配分比率にて投資を行います。

- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ③ 委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされ

る同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<債券型ファンド>

ファンド名	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF (英文名 : iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF は、米国投資適格債券市場全般を表す指数と同等水準の投資成果を目指しています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.03%
当初設定日	2003 年 9 月 22 日

ファンド名	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF (英文名 : iShares International Treasury Bond ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ 世界国債（除く米国）ETF は、米国を除く先進国の国債で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	ナスダック証券取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.35%
当初設定日	2009 年 1 月 21 日

ファンド名	iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF (英文名 : iShares Floating Rate Bond ETF)
投資方針・特色	iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF は残存期間が 1 か月から 5 年未満の米ドル建て投資適格変動利付債券で構成される指数と同等の投資成果を目指しています。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	シカゴオプション取引所
管理報酬	年率 0.15%
当初設定日	2011 年 6 月 17 日

ファンド名	iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF (英文名 : iShares J.P.Morgan USD Emerging Markets Bond ETF)
投資方針・特色	J.P. モルガン・エマージング・マーケット債券指数※の価格および利回りに連動する投資成果を目指します。 ※流動性の高い米ドル建ての新興国債のパフォーマンスを表す指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	ナスダック証券取引所 (米国)
管理報酬	年率 0.39%
当初設定日	2007 年 12 月 17 日

※ナスダック=全米証券業協会（ナスダ）自動株相場であり、取引所の場所を示すものではありません。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

<株式型ファンド>

ファンド名	TOPIX 連動型上場投資信託
投資方針・特色	TOPIX（東証株価指数）との連動を目指す ETF（上場投資信託）です。 ※日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。株式会社 J P X 総研が算出・公表しています。
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
主たる上場取引所	東京証券取引所
信託報酬等	0.121%（税抜 年率 0.11%）
当初設定日	2001年7月11日
ファンド名	iシェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF（英文名：iShares MSCI World UCITS ETF）
投資方針・特色	MSCI ワールド指数*と同等水準の投資成果を目指します。 ※ MSCI 指数の一つで、日本を含む世界の主要国（先進国）株式を対象とした株価指数を言います。グローバルな株価指数で、2016年6月30日現在、23カ国で構成されています。
管理会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
主たる上場取引所	ロンドン証券取引所（英国）
管理報酬等	年率 0.50%
当初設定日	2005年10月28日
ファンド名	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF（英文名：iShares MSCI Emerging Markets ETF）
投資方針・特色	MSCI TR エマージング・マーケット・インデックス*のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 ※新興国の大型および中型株式で構成される株価指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーク取引所（米国）
管理報酬等	年率 0.67%
当初設定日	2003年4月7日
ファンド名	MASAMITSU 日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）
主要投資対象	MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ③わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ④資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	0.935%（税抜 年率 0.85%）
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

*上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

<絶対収益追求型ファンド>

ファンド名	MASAMITSU ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)
主要投資対象	MASAMITSU ニュートラルマザーファンド
投資方針・特色	<p>①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の株価指数先物取引等へ実質的に投資することで、市場動向に左右されない安定した収益確保を目指します。</p> <p>③マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。</p> <p>④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p>
信託報酬等	1.155% (税抜 1.05%)
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社
ファンド名	日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01 (適格機関投資家私募)
主要投資対象	日本好配当株ニュートラルマザーファンド
投資方針・特色	<p>①主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定を含みます。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の株価指数先物取引等へ実質的に投資することで、市場動向に左右されない安定した収益確保を目指します。</p> <p>②銘柄選定にあたっては、ボトムアップリサーチに基づき、個々の企業の信用力、成長力、安定性を考慮し、配当の安定性、配当利回りの高さ、配当の持続可能性を重視して行います。</p> <p>③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p>
信託報酬等	0.44% (税抜 0.40%)
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社
ファンド名	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド (適格機関投資家私募)
主要投資対象	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルマザーファンド
投資方針・特色	<p>①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（主として日経 225 種採用銘柄とします。）に実質的に投資をすると同時に、同程度の組入比率分の日経 225 指数先物取引等へ実質的に投資することで、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。</p> <p>③資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	0.539% (税抜 年率 0.49%)
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含みます。）が指定されたりする場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

(3) 【運用体制】

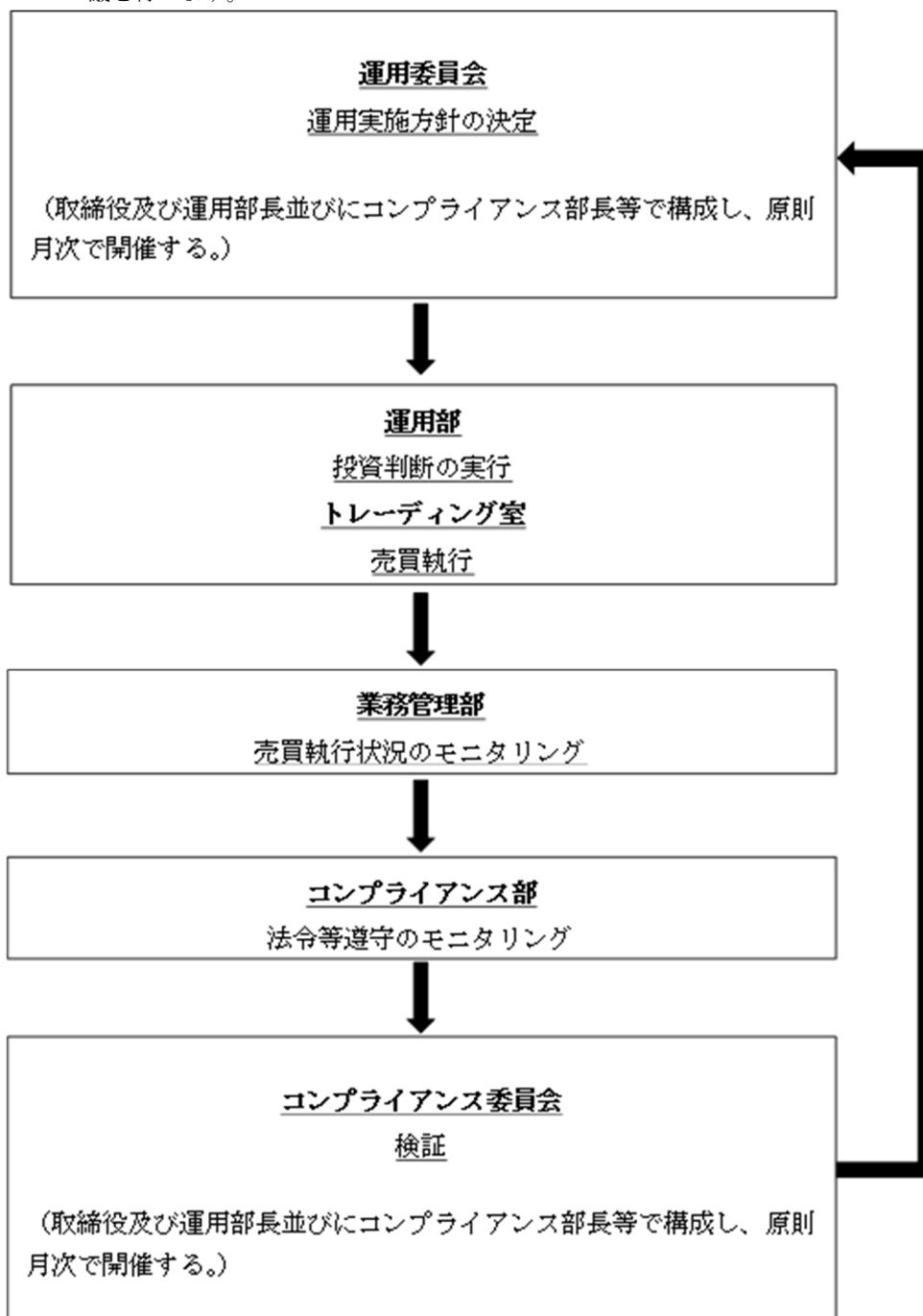
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ・議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

※上記の運用体制は、2025年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。

2) 株式への直接投資は行いません。

3) デリバティブ取引の直接利用は行いません。

4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

6) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

7) 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートージャーがルックスルーレーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンド・シリーズは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引ならびに派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資しておりますので、各ファンドの基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンド・シリーズは、各ファンドにおいて投資する投資信託証券および当該投資信託証券への投資配分比率が異なります。各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りですが、各ファンドによって、基準価額を変動させるリスク要因の重要度は異なりますのでご留意ください。

各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておられますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。また、債券の市場価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、各ファンドの基準価額が値下がりますことがあります。

② 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には各ファンドの基準価額が値下がります要因となります。なお、各ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等、流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。

各ファンドおよび各ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、各ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がります要因となる可能性があります。

④ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がります要因となります。

⑤ カントリーリスク

投資信託証券を通じて一部外貨建資産に投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、各ファンドの基準価額が値下がりますことがあります。各ファンドが投資する投資信託証券には、新興市場に投資をするものが含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、その運用や判断が不透明である可能性があります。かかる不透明さが各ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ デリバティブ取引等に伴うリスク

各ファンドが投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を利用する場合があります。当該デリバテ

イブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当該投資信託証券の基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、各ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑦ 一部解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てるために、各ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあります。当該取引により各ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、各ファンドが投資する投資信託証券の資金動向により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありますが、指定投資信託証券の入替えや組入比率の変更が、結果として各ファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、各ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

④ 投資信託に関する一般的な留意点

- (A) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (B) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- (C) 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況及び運用事務状況をモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

コンプライアンス委員会

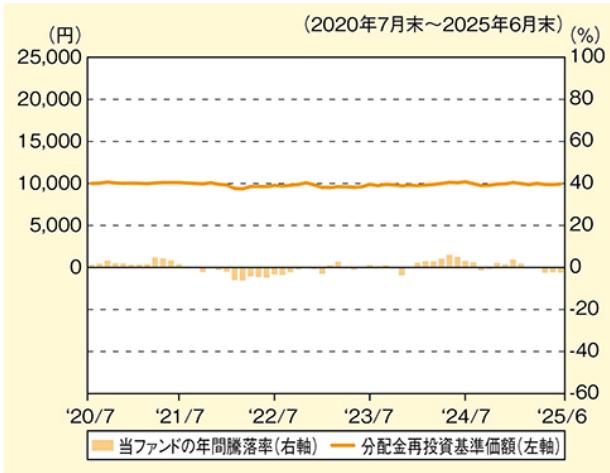
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

※上記体制は2025年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

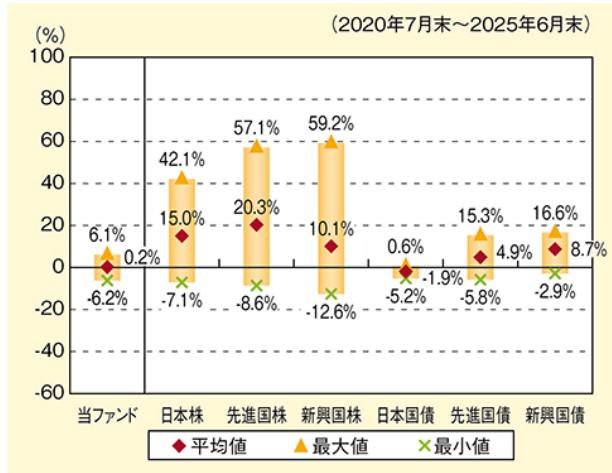
安定型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2020年7月末から2025年6月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

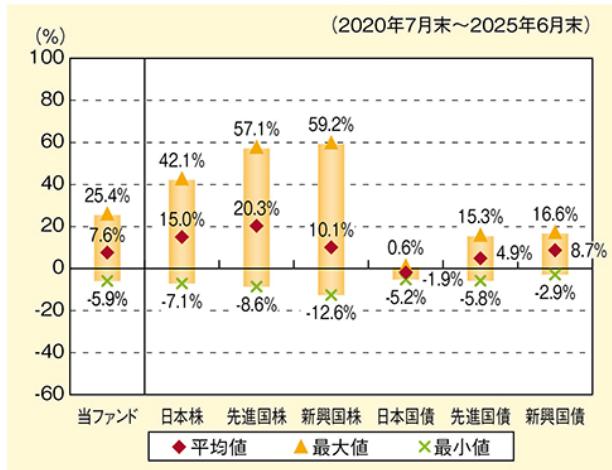
バランス型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2020年7月末から2025年6月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数表示しております。

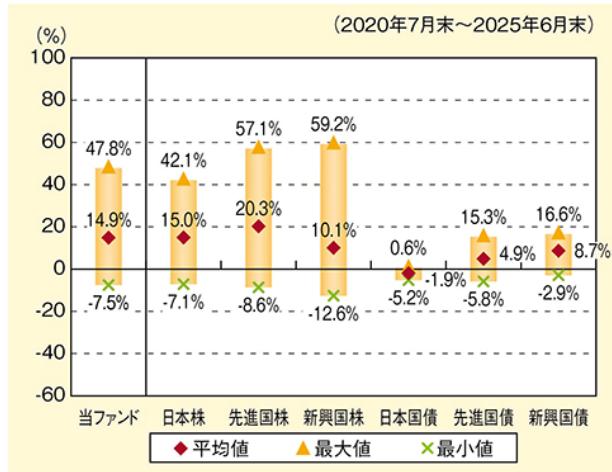
積極型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2020年7月末から2025年6月末の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指標表示しております。

<各資産クラスの指標について>

資産クラス	指標名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>	
各ファンド	1.430%（税抜1.30%）
投資対象とする投資信託証券	0.440%（税抜0.40%）程度※
実質的負担	1.870%（税抜1.70%）程度

- ・各ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.430%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額とします。
- ・各ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.870%（税抜1.70%）±0.3%です。
- ・各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分

各ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.30%	0.55%	0.70%	0.05%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

- ① 各ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用※は、受益者の負担とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ④ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
 - 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
 - 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - 3) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 4) 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 7) この信託の受益者に対する公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8) 格付の取得に要する費用
 - 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払う各ファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

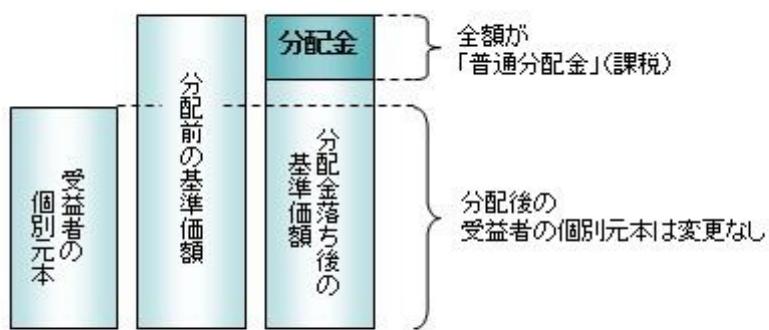
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

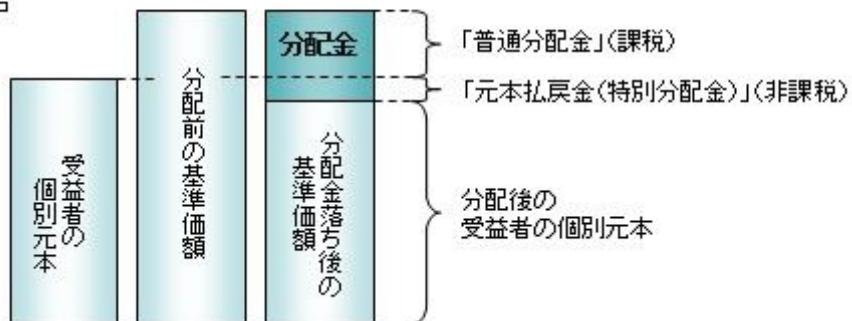
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、 ハ) の場合



※外国税控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

以下の運用状況は2025年6月末日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ合衆国	17,342,343	50.72
投資信託受益証券	日本	16,066,280	46.99
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	784,793	2.29
合計(純資産総額)		34,193,416	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ合衆国	投資証券	iシェアーズ・フローティングレート・ボンドETF	1,130	7,380.96	8,340,491	7,386.75	8,347,036	24.41
日本	投資信託受益証券	日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01(適格機関投資家私募)	6,938,164	1.1407	7,914,363	1.1419	7,922,689	23.17
アメリカ合衆国	投資証券	iシェアーズ世界国債(除く米国) ETF	1,450	6,047.26	8,768,535	6,203.66	8,995,307	26.31
日本	投資信託受益証券	MASAMITSU日経225ニュートラルファンド(適格機関投資家私募)	6,356,222	1.2891	8,193,805	1.2812	8,143,591	23.82

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	46.99
投資証券	50.72
合計	97.71

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	72,974,806	72,974,806	0.7565	0.7565
第16計算期間末 (2017年 5月31日)	62,342,423	62,342,423	0.6851	0.6851
第17計算期間末 (2018年 5月31日)	42,862,116	42,862,116	0.6050	0.6050
第18計算期間末 (2019年 5月31日)	35,644,722	35,644,722	0.5866	0.5866
第19計算期間末 (2020年 6月 1日)	37,479,273	37,479,273	0.5867	0.5867
第20計算期間末 (2021年 5月31日)	38,112,566	38,112,566	0.6017	0.6017
第21計算期間末 (2022年 5月31日)	36,314,332	36,314,332	0.5729	0.5729
第22計算期間末 (2023年 5月31日)	36,337,582	36,337,582	0.5719	0.5719
第23計算期間末 (2024年 5月31日)	36,293,986	36,293,986	0.6006	0.6006
第24計算期間末 (2025年 6月 2日)	33,865,173	33,865,173	0.5874	0.5874
2024年6月末日	36,719,924	-	0.6069	-
7月末日	36,024,749	-	0.5937	-
8月末日	35,310,506	-	0.5808	-
9月末日	35,454,681	-	0.5819	-
10月末日	36,048,365	-	0.5905	-
11月末日	35,970,990	-	0.5924	-
12月末日	36,295,422	-	0.6018	-
2025年1月末日	34,059,858	-	0.5948	-
2月末日	33,655,057	-	0.5867	-
3月末日	34,213,621	-	0.5957	-
4月末日	33,872,581	-	0.5886	-
5月末日	33,842,056	-	0.5870	-
6月末日	34,193,416	-	0.5920	-

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	0.0000
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	0.0000
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	0.0000
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△11.01
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	△9.44
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	△11.7
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△3.0
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	0.0
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	2.6
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	△4.8
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	△0.2
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	5.0
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	△2.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	5,116,212	20,415,139
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	4,313,491	9,781,836
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	2,415,424	22,572,789
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	5,457,455	15,534,061
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	3,521,215	401,920
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	3,793,980	4,332,671
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	3,317,099	3,280,991
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	3,513,449	3,362,098
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	5,273,819	8,382,396
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	1,421,142	4,192,149

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

以下の運用状況は2025年6月末日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アイルランド	49,501,850	38.98
	アメリカ合衆国	37,713,531	29.70
投資信託受益証券	日本	37,646,029	29.65
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	2,117,518	1.67
合計(純資産総額)		126,978,928	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アイルランド	投資証券	iシェアーズ MSCIワールド UCITS ETF	4,000	11,926.55	47,706,206	12,375.46	49,501,850	38.98
日本	投資信託受益証券	MASAMITSU日経225ニュートラルファンド(適格機関投資家私募)	9,528,221	1.2891	12,282,829	1.2812	12,207,556	9.61
アメリカ合衆国	投資証券	iシェアーズ・フローティングレート・ボンドETF	2,450	7,380.96	18,083,365	7,386.75	18,097,557	14.25
アメリカ合衆国	投資証券	iシェアーズ世界国債(除く米国) ETF	3,162	6,047.26	19,121,453	6,203.66	19,615,974	15.45
日本	投資信託受益証券	日本好配当株ニュートラルファンド2020-01(適格機関投資家私募)	10,762,631	1.1407	12,276,933	1.1419	12,289,848	9.68
日本	投資信託受益証券	MASAMITSU日本株戦略ファンド(適格機関投資家私募)	8,854,293	1.4622	12,946,747	1.4850	13,148,625	10.35

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	29.65
投資証券	68.68
合計	98.33

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	301,954,883	301,954,883	1.0622	1.0622
第16計算期間末 (2017年 5月31日)	195,746,135	195,746,135	1.0946	1.0946
第17計算期間末 (2018年 5月31日)	139,736,673	139,736,673	1.0859	1.0859
第18計算期間末 (2019年 5月31日)	108,321,229	108,321,229	1.0425	1.0425
第19計算期間末 (2020年 6月 1日)	110,018,615	110,018,615	1.0362	1.0362
第20計算期間末 (2021年 5月31日)	126,080,257	126,080,257	1.2224	1.2224
第21計算期間末 (2022年 5月31日)	119,921,211	119,921,211	1.2367	1.2367
第22計算期間末 (2023年 5月31日)	120,636,415	120,636,415	1.2712	1.2712
第23計算期間末 (2024年 5月31日)	137,912,213	137,912,213	1.5006	1.5006
第24計算期間末 (2025年 6月 2日)	124,801,064	124,801,064	1.4783	1.4783
2024年6月末日	142,172,136	-	1.5449	-
7月末日	136,934,650	-	1.4856	-
8月末日	134,428,806	-	1.4561	-
9月末日	134,753,657	-	1.4641	-
10月末日	138,496,367	-	1.5165	-
11月末日	138,710,994	-	1.5168	-
12月末日	142,299,109	-	1.5581	-
2025年1月末日	141,071,582	-	1.5457	-
2月末日	137,444,253	-	1.5040	-
3月末日	135,531,788	-	1.4832	-
4月末日	126,630,857	-	1.4406	-
5月末日	124,940,092	-	1.4800	-
6月末日	126,978,928	-	1.5183	-

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	0.0000
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	0.0000
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	0.0000
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△11.91
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	3.05
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	△0.8
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△4.0
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	△0.6
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	18.0
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	1.2
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	2.8
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	18.0
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	△1.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	15,965,731	22,328,253
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	14,086,010	119,524,860
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	1,655,865	51,807,491
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	3,198,152	27,969,720
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	3,240,827	974,704
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	2,974,602	6,005,853
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	3,378,736	9,553,279
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	2,328,105	4,398,954
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	1,962,239	4,954,769
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	1,688,636	9,174,168

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

以下の運用状況は2025年6月末日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アイルランド	529,669,799	74.81
投資信託受益証券	日本	165,915,505	23.43
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	12,431,005	1.76
合計(純資産総額)		708,016,309	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アイルランド	投資証券	iシェアーズ MSCIワールド UCITS ETF	42,800	11,926.55	510,456,408	12,375.46	529,669,799	74.81
日本	投資信託受益証券	MA SAMITSU日本株戦略ファンド(適格機関投資家私募)	69,073,942	1.4622	100,999,917	1.4850	102,574,803	14.49
日本	投資信託受益証券	MA SAMITSU日経225ニュートラルファンド(適格機関投資家私募)	28,670,732	1.2891	36,959,440	1.2812	36,732,941	5.19
日本	投資信託受益証券	日本好配当株ニュートラルファンド2020-01(適格機関投資家私募)	23,301,306	1.1407	26,579,799	1.1419	26,607,761	3.76

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	23.43
投資証券	74.81
合計	98.24

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第15計算期間末 (2016年 5月31日)	686,339,660	686,339,660	1.1442	1.1442
第16計算期間末 (2017年 5月31日)	532,632,765	532,632,765	1.2577	1.2577
第17計算期間末 (2018年 5月31日)	418,253,660	418,253,660	1.3345	1.3345
第18計算期間末 (2019年 5月31日)	392,059,727	392,059,727	1.3039	1.3039
第19計算期間末 (2020年 6月 1日)	405,018,616	405,018,616	1.3421	1.3421
第20計算期間末 (2021年 5月31日)	508,071,050	508,071,050	1.7992	1.7992
第21計算期間末 (2022年 5月31日)	508,398,119	508,398,119	1.8653	1.8653
第22計算期間末 (2023年 5月31日)	541,786,539	541,786,539	2.0058	2.0058
第23計算期間末 (2024年 5月31日)	691,378,841	691,378,841	2.5782	2.5782
第24計算期間末 (2025年 6月 2日)	678,360,590	678,360,590	2.6501	2.6501
2024年6月末日	722,461,600	-	2.6859	-
7月末日	691,481,800	-	2.5673	-
8月末日	678,938,662	-	2.5330	-
9月末日	687,854,386	-	2.5622	-
10月末日	718,129,261	-	2.6745	-
11月末日	723,089,749	-	2.6902	-
12月末日	746,834,029	-	2.7816	-
2025年1月末日	746,553,217	-	2.7771	-
2月末日	718,705,208	-	2.6873	-
3月末日	698,386,593	-	2.6083	-
4月末日	660,226,925	-	2.5092	-
5月末日	679,608,684	-	2.6550	-
6月末日	708,016,309	-	2.7620	-

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	0.0000
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	0.0000
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	0.0000
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△14.00
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	9.92
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	6.1
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△2.3
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	2.9
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	34.1
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	3.7
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	7.5
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	28.5
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	2.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	42,063,542	60,555,138
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	34,040,129	210,382,345
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	5,358,981	115,437,286
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	14,668,128	27,412,260
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月1日	14,933,120	13,832,099
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	17,693,399	37,088,931
第21期	2021年 6月 1日～2022年 5月31日	9,508,803	19,339,380
第22期	2022年 6月 1日～2023年 5月31日	7,567,258	10,018,506
第23期	2023年 6月 1日～2024年 5月31日	6,931,100	8,871,816
第24期	2024年 6月 1日～2025年 6月2日	6,347,221	18,533,668

参考情報

運用実績

データ基準日：2025年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第20期(2021年5月31日)	0円	0円	0円
第21期(2022年5月31日)	0円	0円	0円
第22期(2023年5月31日)	0円	0円	0円
第23期(2024年5月31日)	0円	0円	0円
第24期(2025年6月2日)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

主要な資産の状況

各ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	iシェアーズ世界国債（除く米国）ETF	26.3%	15.5%	—
	iシェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF	24.4%	14.3%	—
株式型	iシェアーズ MSCIワールド UCITS ETF	—	39.0%	74.8%
	MASAMITSU 日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）	—	10.4%	14.5%
絶対収益追求型	日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01（適格機関投資家私募）	23.2%	9.7%	3.8%
	MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）	23.8%	9.6%	5.2%
	現金など	2.3%	1.7%	1.8%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

※各ファンドの内訳は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

年間收益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドにはベンチマークはありません。2025年は6月末までの收益率です。

※各ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型	4.21%	1.82%	2.39%
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型	4.31%	1.89%	2.42%
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型	2.59%	2.02%	0.57%

※対象期間は2024年6月1日～2025年6月2日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日

●ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

^{*}金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日

●ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

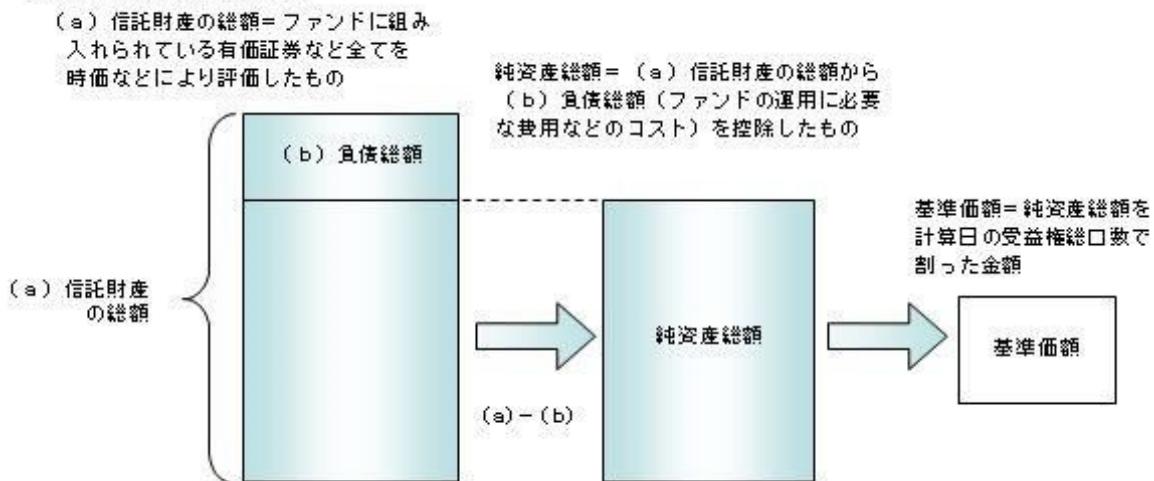
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2001年6月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年6月1日から翌年5月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

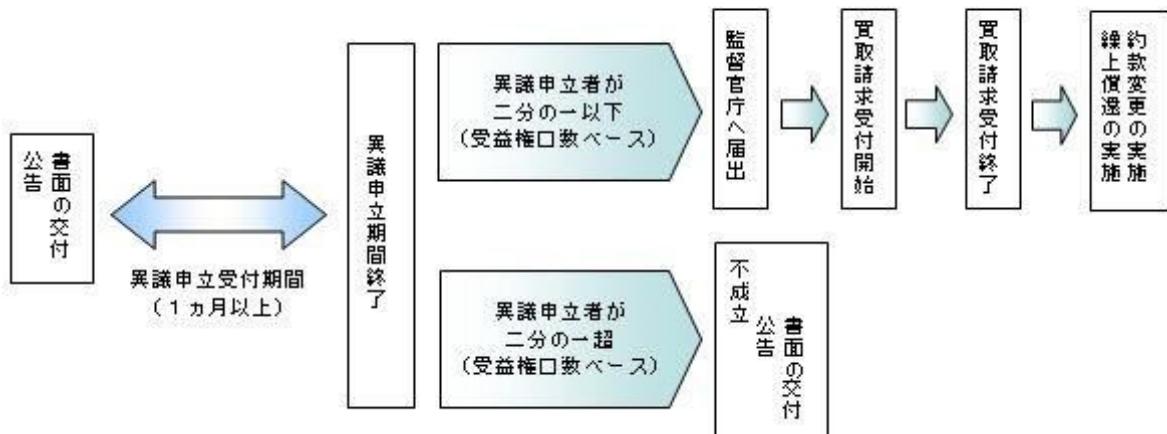
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。

<線上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用状況に係る情報の提供

- ・委託者は、毎決算時及び償還時に期中の投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。
- ・受益者から、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（2024年6月1日から2025年6月2日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月12日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の2024年6月1日から2025年6月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2024年 5月31日現在)	第24期 (2025年 6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	138,871	326,791
金銭信託	1,183,223	1,100,768
投資信託受益証券	17,756,703	16,108,168
投資証券	17,865,554	16,969,611
未収配当金	39,626	30,388
流動資産合計	36,983,977	34,535,726
資産合計	36,983,977	34,535,726
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8	9
未払受託者報酬	9,815	9,576
未払委託者報酬	245,240	239,404
その他未払費用	434,928	421,564
流動負債合計	689,991	670,553
負債合計	689,991	670,553
純資産の部		
元本等		
元本	60,424,938	57,653,931
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△24,130,952	△23,788,758
（分配準備積立金）	795,791	741,468
元本等合計	36,293,986	33,865,173
純資産合計	36,293,986	33,865,173
負債純資産合計	36,983,977	34,535,726

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年 6月1日 至 2024年 5月31日	第24期 自 2024年 6月1日 至 2025年 6月2日
営業収益		
受取配当金	598, 940	768, 783
受取利息	11, 514	8, 067
有価証券売買等損益	347, 200	1, 299, 827
為替差損益	2, 190, 669	△1, 505, 872
営業収益合計	<u>3, 148, 323</u>	<u>570, 805</u>
営業費用		
受託者報酬	19, 857	19, 489
委託者報酬	496, 230	487, 384
その他費用	863, 782	836, 983
営業費用合計	<u>1, 379, 869</u>	<u>1, 343, 856</u>
営業利益又は営業損失（△）	1, 768, 454	△773, 051
経常利益又は経常損失（△）	1, 768, 454	△773, 051
当期純利益又は当期純損失（△）	1, 768, 454	△773, 051
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	144, 137	△19, 697
期首剩余金又は期首欠損金（△）	△27, 195, 933	△24, 130, 952
剩余金増加額又は欠損金減少額	3, 583, 279	1, 674, 694
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3, 583, 279	1, 674, 694
剩余金減少額又は欠損金増加額	2, 142, 615	579, 146
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2, 142, 615	579, 146
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	<u>△24, 130, 952</u>	<u>△23, 788, 758</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月31日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年6月1日から2025年6月2日までとなっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 63,533,515 円 期中追加設定元本額 5,273,819 円 期中一部解約元本額 8,382,396 円 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,130,952円であります。	期首元本額 60,424,938 円 期中追加設定元本額 1,421,142 円 期中一部解約元本額 4,192,149 円 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,788,758円であります。
2. 元本の欠損		
3. 計算期間末日における受益権の総数	60,424,938 口	57,653,931 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	317,092 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,014,017 円	985,557 円
分配準備積立金額	478,699 円	741,468 円
当ファンドの分配対象収益額	1,809,808 円	1,727,025 円
当ファンドの期末残存口数	60,424,938 口	57,653,931 口
1万口当たり収益分配対象額	299.51 円	299.55 円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 同左 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 金融商品に係るリスク管理体制 同左 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	633,983	673,742
投資証券	△4,655	598,362
合計	629,328	1,272,104

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6006円 (6,006円)	0.5874円 (5,874円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	MASAMITSU日経225ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）	6,356,222	8,193,805	
		日本好配当株ニュートラルファンド2020-01（適格機関投資家私募）	6,938,164	7,914,363	
	日本円小計		13,294,386	16,108,168	
投資信託受益証券合計				16,108,168	
投資証券	米ドル	iシェアーズ世界国債（除く米国）ETF	1,450	60,552.00	
		iシェアーズ・フローティングレート・ボンドETF	1,130	57,596.10	
	米ドル小計		2,580	118,148.10 (16,969,611)	
投資証券合計				16,969,611 (16,969,611)	
合計				33,077,779 (16,969,611)	

(注) 投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月12日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の2024年6月1日から2025年6月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2024年 5月31日現在)	第24期 (2025年 6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	391, 506	4, 271
金銭信託	4, 116, 390	4, 372, 385
投資信託受益証券	39, 728, 723	38, 763, 530
投資証券	96, 191, 579	84, 219, 119
未収配当金	85, 918	65, 886
流動資産合計	140, 514, 116	127, 425, 191
資産合計	140, 514, 116	127, 425, 191
負債の部		
流動負債		
未払解約金	80	3, 378
未払受託者報酬	36, 268	37, 446
未払委託者報酬	906, 576	936, 187
その他未払費用	1, 658, 979	1, 647, 116
流動負債合計	2, 601, 903	2, 624, 127
負債合計	2, 601, 903	2, 624, 127
純資産の部		
元本等		
元本	91, 906, 851	84, 421, 319
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	46, 005, 362	40, 379, 745
（分配準備積立金）	45, 927, 360	41, 410, 929
元本等合計	137, 912, 213	124, 801, 064
純資産合計	137, 912, 213	124, 801, 064
負債純資産合計	140, 514, 116	127, 425, 191

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年 6月1日 至 2024年 5月31日	第24期 自 2024年 6月1日 至 2025年 6月2日
営業収益		
受取配当金	2, 066, 458	2, 592, 829
受取利息	32, 172	23, 516
有価証券売買等損益	14, 433, 890	8, 376, 059
為替差損益	9, 944, 009	\triangle 8, 068, 191
営業収益合計	26, 476, 529	2, 924, 213
営業費用		
受託者報酬	70, 596	75, 361
委託者報酬	1, 764, 649	1, 883, 964
その他費用	3, 318, 242	3, 294, 239
営業費用合計	5, 153, 487	5, 253, 564
営業利益又は営業損失 (△)	21, 323, 042	\triangle2, 329, 351
経常利益又は経常損失 (△)	21, 323, 042	\triangle2, 329, 351
当期純利益又は当期純損失 (△)	21, 323, 042	\triangle2, 329, 351
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	451, 794	\triangle 456, 681
期首剩余金又は期首次損金 (△)	25, 737, 034	46, 005, 362
剩余金増加額又は欠損金減少額	743, 931	839, 108
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	743, 931	839, 108
剩余金減少額又は欠損金増加額	1, 346, 851	4, 592, 055
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1, 346, 851	4, 592, 055
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	46, 005, 362	40, 379, 745

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月31日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年6月1日から2025年6月2日までとなっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額 94,899,381 円 期中追加設定元本額 1,962,239 円 期中一部解約元本額 4,954,769 円</p>	<p>期首元本額 91,906,851 円 期中追加設定元本額 1,688,636 円 期中一部解約元本額 9,174,168 円</p>
2. 計算期間末日における受益権の総数	91,906,851 口	84,421,319 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,652,380 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	19,218,868 円	- 円
収益調整金額	21,552,231 円	20,573,931 円
分配準備積立金額	25,056,112 円	41,410,929 円
当ファンドの分配対象収益額	67,479,591 円	61,984,860 円
当ファンドの期末残存口数	91,906,851 口	84,421,319 口
1万口当たり収益分配対象額	7,342.17 円	7,342.32 円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金額	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 同左 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 金融商品に係るリスク管理体制 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1, 243, 141	1, 447, 459
投資証券	10, 010, 675	6, 498, 809
合計	11, 253, 816	7, 946, 268

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1. 5006円 (15, 006円)	1. 4783円 (14, 783円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	MASAMITSU日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）	8, 854, 293	12, 946, 747	
		MASAMITSU日経225ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）	10, 503, 336	13, 539, 850	
		日本好配当株ニュートラルファンド2020-01（適格機関投資家私募）	10, 762, 631	12, 276, 933	
	日本円小計		30, 120, 260	38, 763, 530	
投資信託受益証券合計				38, 763, 530	
投資証券	米ドル	iシェアーズMSCIワールドUCITS ETF	4, 000	329, 440. 00	
		iシェアーズ世界国債（除く米国）ETF	3, 162	132, 045. 12	
		iシェアーズ・フローティングレート・ボンドETF	2, 450	124, 876. 50	
	米ドル小計		9, 612	586, 361. 62 (84, 219, 119)	
投資証券合計				84, 219, 119 (84, 219, 119)	
合計				122, 982, 649 (84, 219, 119)	

(注) 投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 3銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月12日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の2024年6月1日から2025年6月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2024年 5月31日現在)	第24期 (2025年 6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	967, 625	-
金銭信託	16, 197, 376	14, 570, 683
投資信託受益証券	178, 547, 695	164, 539, 156
投資証券	502, 208, 126	506, 296, 899
流動資産合計	<u>697, 920, 822</u>	<u>685, 406, 738</u>
資産合計	<u>697, 920, 822</u>	<u>685, 406, 738</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6, 908	25, 450
未払受託者報酬	177, 258	195, 974
未払委託者報酬	4, 431, 345	4, 899, 314
その他未払費用	1, 926, 470	1, 925, 410
流動負債合計	<u>6, 541, 981</u>	<u>7, 046, 148</u>
負債合計	<u>6, 541, 981</u>	<u>7, 046, 148</u>
純資産の部		
元本等		
元本	268, 163, 981	255, 977, 534
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	423, 214, 860	422, 383, 056
（分配準備積立金）	398, 641, 594	389, 701, 236
元本等合計	<u>691, 378, 841</u>	<u>678, 360, 590</u>
純資産合計	<u>691, 378, 841</u>	<u>678, 360, 590</u>
負債純資産合計	<u>697, 920, 822</u>	<u>685, 406, 738</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年 6月1日 至 2024年 5月31日	第24期 自 2024年 6月1日 至 2025年 6月2日
営業収益		
受取配当金	11, 515, 212	11, 252, 589
受取利息	71, 769	56, 939
有価証券売買等損益	109, 421, 670	62, 056, 762
為替差損益	45, 313, 670	△42, 032, 182
営業収益合計	<u>166, 322, 321</u>	<u>31, 334, 108</u>
営業費用		
受託者報酬	335, 066	388, 763
委託者報酬	8, 376, 422	9, 718, 954
その他費用	3, 888, 259	3, 892, 118
営業費用合計	<u>12, 599, 747</u>	<u>13, 999, 835</u>
営業利益又は営業損失（△）	153, 722, 574	17, 334, 273
経常利益又は経常損失（△）	153, 722, 574	17, 334, 273
当期純利益又は当期純損失（△）	153, 722, 574	17, 334, 273
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2, 032, 243	△770, 530
期首剰余金又は期首次損金（△）	271, 681, 842	423, 214, 860
剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 783, 926	10, 330, 111
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 783, 926	10, 330, 111
剰余金減少額又は欠損金増加額	8, 941, 239	29, 266, 718
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8, 941, 239	29, 266, 718
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	<u>423, 214, 860</u>	<u>422, 383, 056</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月31日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年6月1日から2025年6月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 270,104,697 円 期中追加設定元本額 6,931,100 円 期中一部解約元本額 8,871,816 円	期首元本額 268,163,981 円 期中追加設定元本額 6,347,221 円 期中一部解約元本額 18,533,668 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	268,163,981 口	255,977,534 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	10,522,812 円	6,360,713 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	141,167,519 円	11,744,090 円
収益調整金額	149,675,380 円	151,842,662 円
分配準備積立金額	246,951,263 円	371,596,433 円
当ファンドの分配対象収益額	548,316,974 円	541,543,898 円
当ファンドの期末残存口数	268,163,981 口	255,977,534 口
1万口当たり収益分配対象額	20,447.07 円	21,155.91 円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金額	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

項目	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品に対する取組方針 同左 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 金融商品に係るリスク管理体制 同左 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 同左 上記以外の金銭債権及び金銭債務 同左 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	第24期 自 2024年6月1日 至 2025年6月2日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17,555,963	6,428,185
投資証券	88,427,536	55,572,171
合計	105,983,499	62,000,356

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第23期 (2024年5月31日現在)	第24期 (2025年6月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5782円 (25,782円)	2.6501円 (26,501円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	MASAMITSU日本株戦略ファンド（適格機関投資家私募）	69,073,942	100,999,917	
		MASAMITSU日経225ニュートラルファンド（適格機関投資家私募）	28,670,732	36,959,440	
		日本好配当株ニュートラルファンド2020-01（適格機関投資家私募）	23,301,306	26,579,799	
	日本円小計		121,045,980	164,539,156	
投資信託受益証券合計				164,539,156	
投資証券	米ドル	iシェアーズMSCIワールドUCITS ETF	42,800	3,525,008.00	
	米ドル小計		42,800	3,525,008.00 (506,296,899)	
投資証券合計				506,296,899 (506,296,899)	
合計				670,836,055 (506,296,899)	

(注) 投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注1) 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

(注3) 合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年6月末日現在です。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	34, 294, 109円
II 負債総額	100, 693円
III 純資産総額 (I - II)	34, 193, 416円
IV 発行済口数	57, 757, 215口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0. 5920円

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	127, 370, 335円
II 負債総額	391, 407円
III 純資産総額 (I - II)	126, 978, 928円
IV 発行済口数	83, 632, 966口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 5183円

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	709, 298, 988円
II 負債総額	1, 282, 679円
III 純資産総額 (I - II)	708, 016, 309円
IV 発行済口数	256, 344, 059口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2. 7620円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年6月末現在の委託会社の資本金の額： 2億3,872万円

発行可能株式総数： 20,000株

発行済株式総数： 6,859株

2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資

2022年3月31日に資本金2億3,325万円に増資

2024年3月31日に資本金2億3,705万円に増資

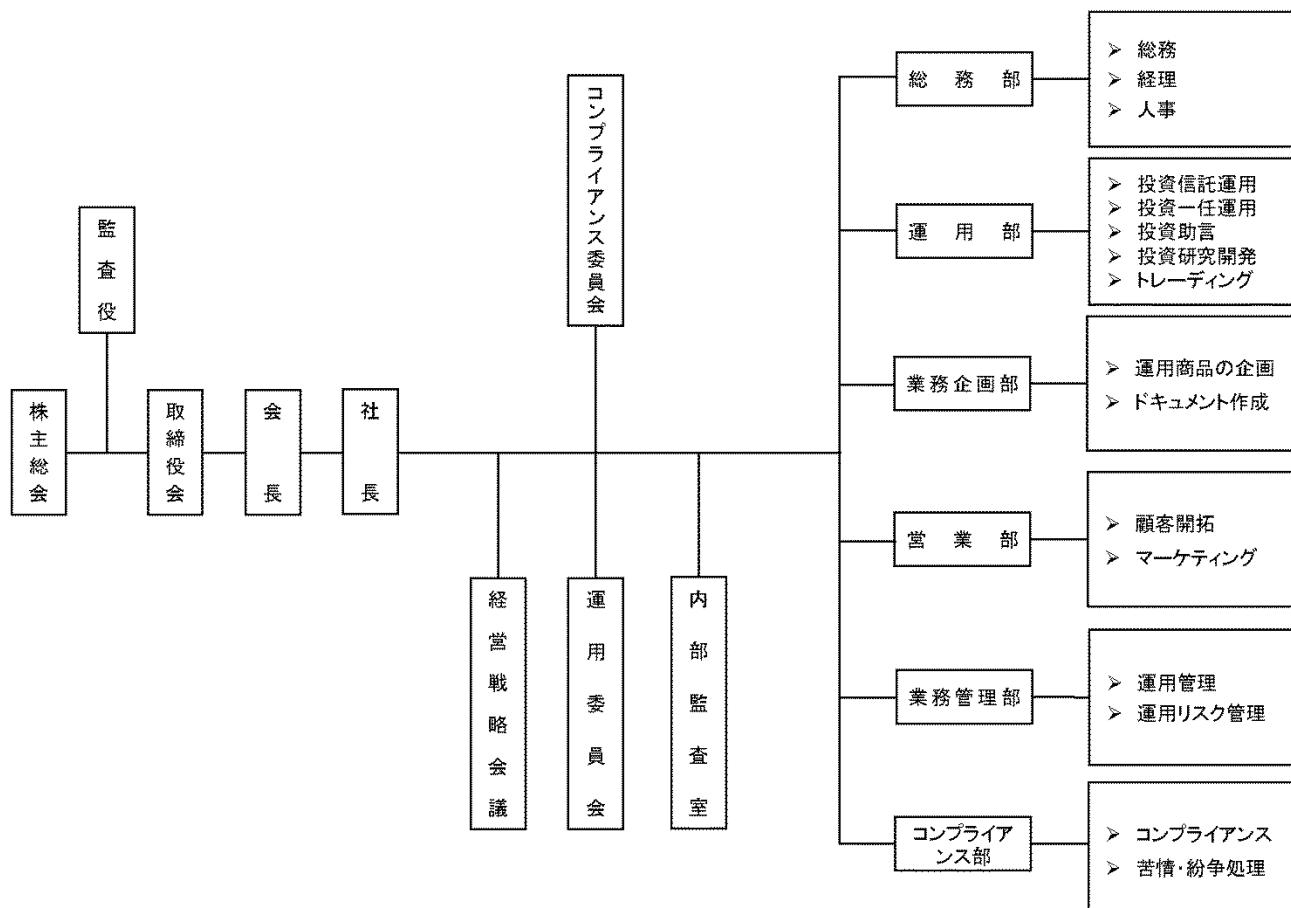
2025年3月31日に資本金2億3,872万円に増資

委託会社等の機構

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

② 組織図



※ 2025年6月末現在

- ③ 投資運用の意思決定機構
- a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。
 - b. 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。
 - c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
 - d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
 - e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役に指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

※ 2025年6月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2025年6月末現在、委託会社が、運用する投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	28	38,620,198,029 円
単位型株式投資信託	11	9,032,697,836 円
合計	39	47,652,895,865 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	439, 541	456, 056
前払費用	7, 763	1, 992
未収運用受託報酬	94, 224	8, 451
未収委託者報酬	168, 039	135, 718
未収還付法人税等	—	10, 580
立替金	5, 656	5, 840
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1, 153	1, 171
その他	4	8
流動資産合計	716, 384	619, 820
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 977	※1 791
器具備品	※1 130	※1 200
その他	678	391
有形固定資産合計	1, 786	1, 382
無形固定資産		
ソフトウェア	9, 662	7, 729
無形固定資産合計	9, 662	7, 729
投資その他の資産		
投資有価証券	11, 821	4, 819
役員に対する長期貸付金	2, 302	1, 130
差入保証金	4, 520	4, 603
繰延税金資産	9, 082	2, 611
投資その他の資産合計	27, 726	13, 165
固定資産合計	39, 174	22, 277
資産合計	755, 558	642, 098
負債の部		
流動負債		
預り金	15, 829	4, 412
未払金	10, 628	825
未払手数料	68, 402	55, 659
未払費用	87, 342	24, 723
未払法人税等	34, 542	1, 082
未払消費税等	7, 674	6, 298
その他	5, 882	6, 469
流動負債合計	230, 302	99, 471
固定負債		
長期未払金	—	317
固定負債合計	—	317
負債合計	230, 302	99, 788

純資産の部		
株主資本		
資本金	237, 050	238, 725
資本剰余金		
資本準備金	100, 050	101, 725
資本剰余金合計	100, 050	101, 725
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	190, 325	202, 030
利益剰余金合計	190, 325	202, 030
株主資本合計	527, 425	542, 480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2, 168	△170
評価・換算差額等合計	△2, 168	△170
純資産合計	525, 256	542, 309
負債純資産合計	755, 558	642, 098

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	217,989	107,478
委託者報酬	656,353	614,921
営業収益合計	874,343	722,399
営業費用		
支払手数料	276,518	253,789
広告宣伝費	5,606	3,505
調査費	69,428	72,167
調査費	67,974	70,761
委託調査費	1,453	1,405
営業雑経費	2,919	2,944
通信費	1,623	1,590
協会費	1,266	1,305
諸会費	30	48
営業費用合計	354,472	332,407
一般管理費		
給料	328,266	250,611
役員報酬	77,696	77,696
給与手当	204,549	153,984
役員賞与	5,808	—
賞与	40,212	18,931
福利厚生費	25,887	26,220
交際費	3,137	2,336
旅費交通費	8,685	8,126
租税公課	6,222	4,713
不動産賃借料	6,908	6,933
固定資産減価償却費	1,022	2,914
諸経費	33,873	37,471
一般管理費合計	414,004	339,327
営業利益	105,866	50,664
営業外収益		
受取利息	68	288
受取配当金	90	320
その他	15	57
営業外収益合計	174	665
営業外費用		
ファンド償還費用	2,114	—
投資有価証券償還損	43	2,662
解約違約金	—	1,171
その他	0	42
営業外費用合計	2,158	3,876
経常利益	103,882	47,453
税引前当期純利益	103,882	47,453
法人税、住民税及び事業税	39,601	8,901
法人税等調整額	△4,932	6,470
法人税等合計	34,669	15,372
当期純利益	69,213	32,080

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	233,250	96,250	96,250	131,072	131,072	460,572		
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,800	3,800	3,800			7,600		
剰余金の配当				△9,960	△9,960	△9,960		
当期純利益				69,213	69,213	69,213		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,800	3,800	3,800	59,253	59,253	66,853		
当期末残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,906	△1,906	458,665
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			7,600
剰余金の配当			△9,960
当期純利益			69,213
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△262	△262	△262
当期変動額合計	△262	△262	66,590
当期末残高	△2,168	△2,168	525,256

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	237,050	100,050	100,050	190,325	190,325	527,425
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,675	1,675	1,675			3,350
剰余金の配当				△20,376	△20,376	△20,376
当期純利益				32,080	32,080	32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,675	1,675	1,675	11,704	11,704	15,054
当期末残高	238,725	101,725	101,725	202,030	202,030	542,480

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,168	△2,168	525,256
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			3,350
剰余金の配当			△20,376
当期純利益			32,080
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,997	1,997	1,997
当期変動額合計	1,997	1,997	17,052
当期末残高	△170	△170	542,309

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。

(重要な会計上の見積り)
繰延税金資産の回収可能性について

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	9,082千円	2,611千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	2,239千円	2,425千円
器具備品	1,624千円	1,824千円

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,640	152	—	6,792

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 152株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,960	1,500	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,792	67	—	6,859

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 67株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,376	3,000	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,288	1,500	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 2025年6月20日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

(リース取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先の信用リスクについては、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	3,455	3,455	△0
(2) 投資有価証券 その他有価証券	11,821	11,821	—
資産計	15,276	15,276	△0

(*) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	2,302	2,302	△0
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,819	4,819	—
資産計	7,121	7,121	△0

(*) 現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	439,541	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	94,224	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	168,039	—	—	—
(4) 立替金	5,656	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,153	2,302	—	—
合計	708,615	2,302	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	456,056	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	8,451	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	135,718	—	—	—
(4) 立替金	5,840	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,171	1,130	—	—
合計	607,238	1,130	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	11,821	—	11,821
資産計	—	11,821	—	11,821

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	4,819	—	4,819
資産計	—	4,819	—	4,819

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	—	3,455	—	3,455
資産計	—	3,455	—	3,455

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	—	2,302	—	2,302
資産計	—	2,302	—	2,302

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,386	1,990	396
	小計	2,386	1,990	396
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,435	12,000	△2,564
	小計	9,435	12,000	△2,564
合計		11,821	13,990	△2,168

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—

	その他	3,226	2,990	236
	小計	3,226	2,990	236
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,593	2,000	△406
	小計	1,593	2,000	△406
合計		4,819	4,990	△170

2. 売却したその他有価証券

前期事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式300株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2014年7月25日	2016年3月31日	2017年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日
権利行使期間	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2018年5月31日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)					

前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）	—				
前事業年度末	10	310	305	450	453
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	17	50	—	—
失効	10	—	—	—	—
未行使残	—	293	255	450	453

(2) 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

(3) 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 42,173千円

②当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 1,947千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,273千円	54千円
未払費用	6,808	2,557
その他有価証券評価差額金	663	53
繰延税金資産小計	9,746	2,665
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	△663	△53
評価性引当額小計	△663	△53
繰延税金資産合計	9,082	2,611
繰延税金資産（純額）	9,082	2,611

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、
当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.2
住民税均等割額	0.3	0.6
その他	-	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	32.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	874, 343	722, 399
運用受託報酬	217, 989	107, 478
基本報酬	102, 549	107, 478
成功報酬	115, 440	—
委託者報酬	656, 353	614, 921
基本報酬	655, 029	599, 457
成功報酬	1, 323	15, 463

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	合計
668,753	205,589	874,343

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

日本	欧州	合計
627,413	94,985	722,399

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	199,294	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	94,156	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	46,511	未払手数料	12,057

(注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 ② 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の子会社	日産証券株式会社（日産証券グループの子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	38,103	未払手数料	8,219

(注) ① 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 ② 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 至 2023年4月 1日 2024年3月 31日)	当事業年度 (自 至 2024年4月 1日 2025年3月 31日)
1 株当たり純資産額	77, 334. 63円	79, 065. 42円
1 株当たり当期純利益金額	10, 404. 86円	4, 719. 87円

(注) ① 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

② 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2023年4月 1日 2024年3月 31日)	当事業年度 (自 至 2024年4月 1日 2025年3月 31日)
当期純利益（千円）	69, 213	32, 080
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	69, 213	32, 080
普通株式の期中平均株式数（株）	6, 652	6, 797

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型

約　　款

ファイブスター投信投資顧問株式会社

一 運用の基本方針一

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入投資信託証券については適宜見直しを行います。

なお、指定投資信託証券への投資は、債券型ファンド^{※1}への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%、絶対収益追求型ファンド^{※2}への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%とする基本とします。

※1 組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。

※2 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンド。もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ

ぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託
〔ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型〕 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則

としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得申込単位、価額および手数料】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、委託者が認める場合には1口未満の単位をもって販売ができるものとします。最低申込金額および申込単位は、指定販売会社において定めることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、前項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、前項による販売を行わないものとします。
③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項で規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項で規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた指定販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、前項が定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、前項に定める取得申込総口数に適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、指定販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めるることができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 第6項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがった契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。
- ⑨ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録の内容変更】

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて

いる振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第21条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第 21 条の 2 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートヤーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートヤー、債券等エクスポートヤーおよびデリバティブ等エクスポートヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【運用の基本方針】

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第 25 条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第 26 条 <削除>

【混藏寄託】

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益権に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 30 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益権に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は 5 営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第3項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6カ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

③ 第1項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期

的に見直すことができます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間を最初の6ヶ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者

を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金(第2項ただし書以外を除きます。)、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該指定販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第42条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者が認める場合は、受益者は1口未満の単位であっても一部解約の実行を請求できるものとします。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、第1項による一部解約の実行の請求の受付を行いません。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、

一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

② 前項の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.fivestar-am.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 6 月 1 日

委託者 東京都中央区新川 1 丁目 17 番 25 号
東茅場町有楽ビル 8 階
ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

付 表

別に定める投資信託証券

約款第 22 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券および投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

(債券型ファンド)

- i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF （英文名：iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF）
- i シェアーズ 世界国債（除く米国）ETF （英文名：iShares International Treasury Bond ETF）
- i シェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF （英文名：iShares Floating Rate Bond ETF）
- i シェアーズ JP モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF （英文名：iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF）

(株式型ファンド)

- TOPIX 連動型上場投資信託
- i シェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF （英文名：iShares MSCI World UCITS ETF）
- i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF （英文名：iShares MSCI Emerging Markets ETF）
- 追加型証券投資信託「MASAMITSU 日本株戦略ファンド」（適格機関投資家私募）

(絶対収益追求型ファンド)

- 追加型証券投資信託「MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「MASAMITSU ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01」（適格機関投資家私募）

追加型証券投資信託
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型
約　款

ファイブスター投信投資顧問株式会社

一 運用の基本方針一

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長と安定的に収益を獲得することを目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入投資信託証券については適宜見直しを行います。

なお、指定投資信託証券への投資は、債券型ファンド※1への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね30%程度±10%、株式型ファンド※2への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね50%程度±10%、絶対収益追求型ファンド※3への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね20%程度±10%とすることを基本とします。

※1 組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。

※2 組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。

※3 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンド。もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追 加 型 証 券 投 資 信 託
〔ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型〕 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則

としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得申込単位、価額および手数料】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、委託者が認める場合には1口未満の単位をもって販売ができるものとします。最低申込金額および申込単位は、指定販売会社において定めることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、前項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、前項による販売を行わないものとします。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項で規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項で規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた指定販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、前項が定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、前項に定める取得申込総口数に適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、指定販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めるることができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 第6項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがった契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。
- ⑨ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録の内容変更】

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されて

いる振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第21条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第 21 条の 2 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートヤーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートヤー、債券等エクスポートヤーおよびデリバティブ等エクスポートヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【運用の基本方針】

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第 25 条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第 26 条 <削除>

【混藏寄託】

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益権に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 30 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益権に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は 5 営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第3項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6カ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

③ 第1項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期

的に見直すことができます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間を最初の6ヶ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名

義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金(第2項ただし書以外を除きます。)、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該指定販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第42条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者が認める場合は、受益者は1口未満の単位であっても一部解約の実行を請求できるものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、第1項による一部解約の実行の請求の受付を行いません。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当該一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民

法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。

- ② 前項の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.fivestar-am.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年6月1日

委託者 東京都中央区新川 1 丁目 17 番 25 号
東茅場町有楽ビル 8 階
ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

付 表

別に定める投資信託証券

約款第 22 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券および投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

(債券型ファンド)

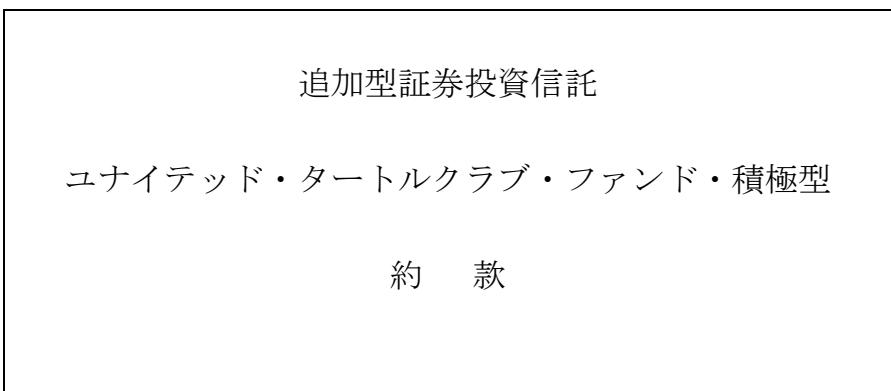
- i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF （英文名：iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF）
- i シェアーズ 世界国債（除く米国）ETF （英文名：iShares International Treasury Bond ETF）
- i シェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF （英文名：iShares Floating Rate Bond ETF）
- i シェアーズ JP モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF （英文名：iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF）

(株式型ファンド)

- TOPIX 連動型上場投資信託
- i シェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF （英文名：iShares MSCI World UCITS ETF）
- i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF （英文名：iShares MSCI Emerging Markets ETF）
- 追加型証券投資信託「MASAMITUS 日本株戦略ファンド」（適格機関投資家私募）

(絶対収益追求型ファンド)

- 追加型証券投資信託「MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「MASAMITSU ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01」（適格機関投資家私募）



ファイブスター投信投資顧問株式会社

一 運用の基本方針一

約款第22条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に積極的に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。また、組入投資信託証券については適宜見直しを行います。

なお、指定投資信託証券への投資は、株式型ファンド※1への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね90%程度±5%、絶対収益追求型ファンド※2への投資配分比率を信託財産の純資産総額の概ね10%程度±5%とすることを基本とします。

※1 組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。

※2 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンド。もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

- ③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。
- ④ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーベルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーベルックスルーおよびデリバティブ等エクスポートジャーベルックスルーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資

信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
〔ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型〕 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、委託者が認める場合には1口未満の単位をもって販売ができるものとします。最低申込金額および申込単位は、指定販売会社において定めができるものとします。

② 指定販売会社は、前項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、前項による販売を行わないものとします。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項で規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項で規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）

以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた指定販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については、前項が定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、前項に定める取得申込総口数に適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、指定販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 第6項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。)にしたがった契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を締結するものとします。
- ⑨ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録の内容変更】

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第21条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第21条の2 投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポート

ジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【運用の基本方針】

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合は、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第 25 条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第 26 条 <削除>

【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機

関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益権に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 30 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益権に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は 5 営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第3項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の6ヶ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ④ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる限額を定期的に見直すことができます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間を最初の6ヶ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日また

は信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金（第2項ただし書以外を除きます。）、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該指定販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第42条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者が認める場合は、受益者は1口未満の単位であっても一部解約の実行を請求できるものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニューヨークもしくはロンドンの各取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日においては、第1項による一部解約の実行の請求の受付を行いません。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者

に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます

- ② 前項の規定に係らず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.fivestar-am.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年6月1日

委託者 東京都中央区新川1丁目17番25号
東茅場町有楽ビル8階
ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

付 表

別に定める投資信託証券

約款第 22 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券および投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。

(債券型ファンド)

- i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF （英文名：iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF）
- i シェアーズ 世界国債（除く米国）ETF （英文名：iShares International Treasury Bond ETF）
- i シェアーズ・フローティングレート・ボンド ETF （英文名：iShares Floating Rate Bond ETF）
- i シェアーズ JP モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF（英文名：iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF）

(株式型ファンド)

- TOPIX 連動型上場投資信託
- i シェアーズ MSCI ワールド UCITS ETF（英文名：iShares MSCI World UCITS ETF）
- i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF（英文名：iShares MSCI Emerging Markets ETF）
- 追加型証券投資信託「MASAMITSU 日本株戦略ファンド」（適格機関投資家私募）

(絶対収益追求型ファンド)

- 追加型証券投資信託「MASAMITSU 日経 225 ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「MASAMITSU ニュートラルファンド」（適格機関投資家私募）
- 追加型証券投資信託「日本好配当株ニュートラルファンド 2020-01」（適格機関投資家私募）

ファイブスター投信投資顧問株式会社